

記入例

※枠内の《注意》をよく読み、間違いのないよう記入して下さい。

※対象児童生徒が複数いる場合でも、1枚の申請書で申請できます。

※提出先は市内小・中学校にきょうだいがいる場合は長子の在籍する学校又は教育政策課へ申請してください。

※「勤務先」については、勤務地の市町村名、就業年月、常勤・臨時・パート・無職の別を必ず明記してください。

※記入漏れ及び添付書類の不備がある場合、また、世帯構成員に無申告者がある場合は、審査を行いませんのでご了承ください。申告が済んでいない方は申告を行ってください。

※「世帯状況」の「氏名」欄には上記の保護者・児童生徒を、除同居者及び隣接して生活している祖父母等の氏名を記入してください。フリガナもふってください。

※「続柄」欄については、申請する児童・生徒を中心に記入してください。

※「勤務先」については、勤務地の市町村名、就業年月、常勤・臨時・パート・無職の別を必ず明記してください。

※西都市外の小・中学校に在学している方は対象になりませんので、こちらに記入してください。

※県営住宅に入居している世帯は、毎年、県より通知のある家賃額の決定通知書(写し)を添付してください。

※民営のアパート・借家に入居している世帯は、契約者・家賃額のわかる契約書等(写し)を添付してください。

※「援助が必要な理由」については、現在の状態と、困窮した状況が今後1年間通じて継続する理由を記入してください。なお、家賃や自動車のローン・借金返済の類は審査の対象になりませんので、記入の必要はありません。

※令和6年1月1日以降、転職及び休職履歴がある場合は、現在の勤務先以前の勤務先、勤務期間、当時の月収を記入してください。

記入欄は裏面にもあります。

《添付書類の確認をお願いします》

- 現在お勤めの方は直近3カ月の給与証明書・給与証明書のない方で、令和6年1月2日以降に西都市に転入された方は、所得課税証明書を世帯全員分を添付
- 県営住宅に入居している世帯は、毎年、県より通知のある家賃額の決定通知書(写)を添付
- 民営のアパート・借家に入居している世帯は、契約者・家賃額のわかる契約書等(写)を添付
- 障害年金を受給されている方は、年金額の分かる証書等(写)を添付

※現在勤務する事業所発行の直近3カ月の給与明細書または給与明細書のない方で、令和6年1月2日以降に西都市に転入された方は所得課税証明書(写し)を添付してください。

※給与明細書がない方で、令和6年1月1日に西都市に住所がある方は市教委にて税情報(所得及び課税状況など)の確認を行いますので、個人番号届出書を併せて提出してください。

※個人番号届出書の提出が困難な場合は、所得課税証明書(写し)を添付してください。

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳上、障害年金証書をお持ちの方は、写しを添付してください。

※住民票上の世帯主が記入してください。世帯が分かれている場合はそれぞれ記入してください。※自署の場合は押印不要です。

※学校納付金に滞納があった場合等、学校長が援助費を代理で受け取り、滞納に充てます。

※認定を受けた場合の就学援助費の振込先口座を記入してください。※必ず保護者の口座を記入してください。

西都市教育委員会 西都市長 殿				
表面の理由により就学援助を受けたいので申請します。 また、申請にあたっては以下の事項に同意します。				
1.私の世帯の税情報(所得及び課税の状況、固定資産税の状況)及び児童扶養手当・児童手当・生活保護の受給状況その他審査に必要な情報について、西都市教育委員会が閲覧及び照会すること。				
2.要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給資格者として認定を受けた場合、就学援助費の請求及び返納に関する一切の権限を、表面の児童生徒が在学する学校の校長の職にある者を代理人と定め委任すること。				
3.学校納付金に未納がある場合は、支給される就学援助費を、直接、未納の就学援助費目に充当すること。また、その受領に関する一切の権限を、表面の児童生徒が在学する学校の校長の職にある者を代理人と定め委任すること。				
4.充当後に就学援助費に残金がある場合は、その残金を他の未納の学校納付金に振り替えること。				
口座振込先(認定時は以下に記載の口座に就学援助費を振り込みます。)				
金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人(保護者)

(上記の保護者・児童生徒を除く。)